

平成30年3月

各位

## 教育職員免許法改正に伴う『教員資格表記に関する注釈』について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成29年11月28日に改正された教育職員免許法の施行に伴い、文部科学省では、同法施行規則の改正や、教職課程コアカリキュラム等の策定を予定しており、これに併せて、教職課程認定基準を改正することとしています。

改正後の新認定基準に基づく教職課程を開始するためには、既に認定・指定を受けている大学等についても、平成30年度中に改めて教職課程認定・指定を受ける必要があります。

※上記の認定は『教職課程再課程認定』と呼ばれております。

当WEBサイトにおきましては、各大学情報ページの【学部・学科情報】に記載されている【資格(取得可能、目標とするものを含む)】欄において、上記の『教職課程再課程認定』に該当する資格については★印を付記し、上記申請前・申請済みに関わらず、「申請予定」に統一し、下記の通り表記させていただきます。

また、平成31年4月に新規で教職課程を設置する場合は通常の『教職課程認定』となります。

### [注釈内容]

平成31年度開設の『教職課程再課程認定』(または通常の『教職課程認定』)申請予定。  
ただし、文部科学省における審査の結果、予定している教職課程の開設時期が変更となる可能性があります。

なお、必ず各大学ホームページも併せてご確認くださいようお願い申し上げます。

今後とも、「逆引き大学辞典」のご愛顧のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

廣告社株式会社  
『逆引き大学辞典』編集部  
〒104-8111  
東京都中央区銀座 6-8-7  
TEL.03-3575-1587/FAX.03-3575-0095  
Eメール:[edit@gyakubiki.net](mailto:edit@gyakubiki.net)

